

KC's活動報告(4/11~6/30)

- 理事会 4月28日2009年度第1回理事会、5月26日第2回理事会、6月23日2009年度第1回常任理事会を開催
- ・検討委員会の案件と対応、会員状況、差止請求訴訟案件、消費者庁法案等の動向、マスコミ対応、2009年度通常総会、その他の啓発事業などについて報告、審議、確認をしました。
- ・賃金業者ニューファイナンスに対する「契約条項使用差止等請求訴訟」は、京都地裁で4月23日に日本初の差止判決が出ましたが、敗訴部分について5月1日控訴手続きを行いました。第1回期日が7月29日(水)13:20~大阪高等裁判所で行われます。参加ご希望の方は、事務局までご連絡願います。

- 検討委員会 4月15日、4月27日、5月15日、5月27日、6月17日、6月30日に開催。

- ・検討案件・検討グループの進行状況を中心に検討・確認しました。現在10検討グループが活動継続中ですが、新たに大阪で1、京都で1、滋賀で1事案の検討グループを立ち上げる予定です。

*新たな検討グループの開始に際して、特に消費者からの参加者を募集中です。
⇒ご関心のある方、またはご紹介いただける方には、事務局より詳細のご案内をいたします。ご連絡お待ちしています。

- ・賃貸住宅契約の事案で、ミニミニ京都の賃貸契約書の検討及び意見交換の結果を5月11日HPで公開を行いました。
- ・旅行約款の検討グループでは「旅行トラブルの予防と対応」を作成してHP上に公開予定です。
- ・ケーブルテレビ等のサービスに関する勧誘について、(株)ジェイコムウエストに対する「要請書」を3月26日送付、5月8日回答書を受領、5月19日協議を行いました。6月4日補充質問書を送付、6月19日回答書を受領しました。
- ・6月2日クレジットカードの約款についての申入れ終了の通知を行いました。

○消費者団体の動き

- ・5月30日消費者庁関連法案成立の翌日に消費者ネットしが設立準備会が発足。中央・地方の消費者行政が大きく変わる中、滋賀県生協連などが県内の消費者団体にネットワーク組織づくりを呼びかけ、びわ湖あおぞら会(滋賀県クレサラ被害なくす連絡会)、滋賀県労福協、コープしが、滋賀県消費生活コンサルタント協会など8団体1個人が応じました。今後、ワーキングチームで設立準備を行い正式発足を目指すことです。
- ・6月22日、近畿弁護士会主催。新しい消費者行政を実現する連絡会、日本運弁護士連合会共催でシンポ『皆で活かそう!「消費者庁」~消費者・消費者団体の新たな役割を考える』が開催されました。

ご案内・お知らせ

詳細はHPをご参照いただくか、事務局にお問い合わせください。

- 「消費者法ニュース」リレー報告会が7月18日(土)13時半~16時、大阪弁護士会で開催され、KC'sも活動報告をします。

- 日中消費者法国際シンポ「中国の食品安全法と私たちの食の安全」が8月6日(木)14時~17時、ウイングス京都にて、京都産業大学法科大学院主催で開催され、KC'sの坂東常任理事が現状報告・対談を行います。

- 大阪府消費生活センター主催「夏休み若者向け集中啓発講座」が開催され、8月7日(金)14時~14時50分に、テーマ「キャンパスで勧誘?悪質商法にご注意」として、英会話学校トリニティの勧誘コントと解説をKC'sが行い、高校生対象に啓発します。

問合せ・連絡先

消費者支援機構関西(KC'sケーシーズ)事務局
TEL 06-6945-0729 FAX 06-6945-0730
eメール: info@kc-s.or.jp
ホームページ: http://www.kc-s.or.jp/

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(内閣総理大臣認定 適格消費者団体)



差止請求の成果と今後にむけて

2009年度通常総会&記念シンポジウム報告

消費者庁関連法案が5月国会において可決され、消費者庁設置による消費者被害の未然防止と拡大防止への期待が高まっています。消費者団体訴訟制度が一昨年夏からスタートし、現在全国で7つの適格消費者団体が、事業者の不当な契約条項・勧誘行為を差し止めるなど活発な取組みがすすんでいます。その中で、消費者支援機構関西(KC's)では適格消費者団体として、昨年2件の差止訴訟を提起し、和解や勝訴を得ることが出来ました。

今総会では、KC'sの08年度活動の成果の確認と同時に団体訴訟制度と今後のKC'sのあるべき姿をテーマに、記念シンポジウムを開催。パネルディスカッションによる意見交換を行いました。

◆ 2009年度通常総会 ◆

6月27日大阪科学技術センター(大阪市西区)において開催。はじめに、榎理事長が開会挨拶を行い、引き続き西島事務局長が議案提案を行いました。



第1号議案2008年度事業報告では、2つの差止訴訟の実績について触れ、日本初の勧誘行為への差止訴訟を行ったこと等、特徴的な取組みと結果について報告を行うとともに、報道機関との連携や情報提供、公開セミナー開催など08年度の実績や取り組みが、現在、情報提供の増加や行政及び被害者からの反響・感謝の声に繋がり、確実に社会的な認知度の高まりを実感するものになっていることが報告されました。

補足報告として片山副理事長より、2つの訴

訟の結果から、被害の未然防止の観点から差止訴訟の意義について報告があり、改めて被害情報の共有の呼びかけと事業者認識の改善を求めました。

第3号議案では、役員選任の件が提案され、前中みき子さん(消費者ネット関西)が退任、新任に山田栄子さん(同)、栗原睦夫さん(兵庫県生協連)が退任、新任に大西憲慈さん(同)の選任含め、役員新体制が提案されました。

すべての議案提案を終え、議案採択に入り、団体正会員(70/70票)と個人正会員(68/103票)によって第1号議案~第3号議案すべてが満場一致で可決されました。今総会決議を受け、09年度KC'sは、消費者被害の未然及び拡大防止、消費者全体の利益擁護、消費者の権利の実現に寄与することを目的に09年の取組みをスタートします。

◆ 記念シンポジウム ◆

「差止訴訟の成果と今後について」

団体訴権制度を生かし
パートナーシップによる連携で
広く消費者とつながるために



総会に引き続き開催したシンポジウムには約90名が参加、KC'sの活動に対する客観的評価とビジョンと課題について提言を得ることを目的にパネルディスカッションを実施。コーディネーターに坂東俊矢KC's常任理事(京都産業大学教授)、パネラーとして、消費者志向研究所代表

池田康平氏（元松下電器CS本部お客様関連グループ参事）、朝日新聞大阪本社社会グループ記者 阪本輝昭氏に黒木理恵（弁護士）KC's検討委員会委員長が加わり、各パネラーがそれぞれの視点で意見交換を行いました。

はじめに黒木検討委員長が08年度のKC'sの活動の成果と課題について報告提起を行い、それを受け、以下の3点でディスカッションを進めました。

1. KC'sの活動評価について

- ・差止請求権行使による活動実績は高く評価できる。
- ・活動の中身がまだ見えにくいという点では、消費者目線に立った情報提供のあり方や消費者教育への積極的な関わり等、存在が実感で

きる工夫と活動展開が必要。

- ・団体訴権の強みを生かし、慎重かつ信頼関係に基づいた活動が良い。また、適格消費者団体の重みを背景に、消費者の実際的な利益に結びついていることは高く評価できる。



2. 消費者から支持されるために

- ・実際の苦情やトラブル例を基にKC'sの視点で提言をまとめ、消費者・事業団体への情報提供やその徹底は効果的かつ社会貢献に繋がる。
- ・被害状況に即した行政の担当窓口との関係性の構築（地域・高齢者福祉部門）

- ・被害防止の観点で行政機関との役割分担による、官民協力の枠組み作り。

3. 社会的認知度を高めるために

- ・サポーター制度や協力員の委嘱、少額カンパの受付による間口の拡大と情報提供の仕掛けづくり等と結びつけた、より市民を巻き込んだ活動展開での認知度の引き上げ。
- ・広い意味での消費者団体としての役割を見据えた幅のある活動展開が必要。

行政の立場からの会場発言ではKC'sの活動実績を評価していること、団体訴権を通じた特色を生かした活動や行政との役割分担への期待が出され、5年は基礎固めの期間として考え、引き続き活動への支援と協力が表明されました。

最後に、黒木委員長からは、KC'sのアピール性の弱さや情報提供のあり方含め存在感を高めることを意識した活動に取り組むこと。また、コーディネーターを務めた坂東常任理事からは、今シンポジウムを通じ、いくつかの宿題をいただき、気付きや発見に繋がったこと。叱咤激励の意味を込めて「こんなことを考えろ」と言う指摘と受け止め、さらに努力することを宣言し、シンポジウムを終了した。

【KC's会員概要】	2009年3月31日現在
[団体正会員]	14団体 91口登録
[個人正会員]	103名 109口登録
[団体賛助会員]	52団体 120口登録
[個人賛助会員]	113名 133口登録
※お知り合いの方に会員加入のお誘いよろしくお願いします。	

最近の相談事例から 最近の敷金・礼金とリフォーム費用

NPO消費者ネット関西 安田 順子

消費者契約法施行後、賃貸住宅の敷引特約は、賃借人が裁判所の少額訴訟や、調停を利用することで、取り戻すことができるようになりました。

しかし、多くの賃借人は、契約当初に自分が納得していたと考えてしまい、申し出ることもしないのが現実です。

また、特に関西では高額な敷引が慣習として行われてきましたので、賃貸人はそれをリフォーム費用に充当してきましたが、通用しにくくなってしまった。

このようなことから、事業者の一部は、消費者契約法に対処する別の手立てを行うことが予測できることです。

事例 3年前に手持ち資金がないことから敷金の少ない物件を仲介業者に探してもらい、「礼金15万円、敷金無、但し修理代実費負担という特約付きの賃貸住宅契約」を交わした賃借人から、「リフォーム費用56万円」という見積もりが工務店から届いたという相談がありました。

賃借人は、契約書の条項に「故意過失に基づく修理代を賃借人は負担」との文言があるので、納得できないということでしたが、賃貸人側は、それを否定する特約を付けていると主張されたようです。

退去の際にも管理人立会いの下、故意・過失部分を確認済みというので、国土交通省のガイ

ドラインについて助言しました。賃借人が「経年劣化も勘案し立会いの際に認めた故意・過失部分の修理費用の6割を負担したい」と書面で通知し9万円を負担することで解決しました。しかしながら、15万円については「礼金」ということと、手持ちのないときに配慮してもらったことから問題にしたくは無いということでした。

最近の賃貸物件の新聞折込広告や、郵便受けへの投込広告で、「礼金50万円 敷金15万円」と表示されるものが多く見受けられるようになりました。名目がどうであれ、賃借人が申し出れば、消費者契約法の適用がなされる可能性があると考えますが、「敷引特約」でさえ返還請求は控える多くの賃借人が「礼金」という名称となると、お札に支払ったものを取り戻すことができるとは考えないのでしょうか。

その上、原状回復費用に充てるとして、敷金返還もされないままに退去することとなるのではないかと危惧しています。

少なくとも、国土交通省作成の「賃貸住宅標準契約書」の義務化と、「原状回復にかかるガイドライン」に法律的拘束をつけることが必要ではないでしょうか。



団体賛助会員紹介

日本ハム株式会社

日本ハムグループは『わが社は「食べる喜び」を基本のテーマとし、時代を画する文化を創造し、社会に貢献する。』という企業理念を掲げています。

「食べる喜び」とは、食を通してたらされる「おいしさの感動や健康の喜び」を表しています。

この理念に基づき、畜産物の生産・飼育から処理、加工、物流、販売までグループで一貫して行うバーチカル・インテグレーション・システムを構築する等、安全・安心で品質の高い食品を提供する取り組みを続けるとともに、食シーンの提案や食文化の創造、スポーツを通じた健康づくりの応援にも積極的に取り組んでまいりました。

また、お客様とのコミュニケーションを大切にし、魅力と感動をお届けできる商品と技術を開発し続けることや、環境活動や食育、食物アレルギーへの取り組み、食肉におけるトレーサビリティ導入等、日本ハムグループらしいCSR活動を推進することにも重点的に取り組んでいます。

全従業員が「人輝く、食の未来」を築いていくというプライドを持って取り組み、全てのステークホルダーの皆様に対する責任を果たしていきたいと思います。

■ 食物アレルギーへの取り組み

日本ハムグループは1996年より、食物アレルギーの方々やそのご家族に安心して美味しい食事を楽しむための取り組みを行っています。



しんでいただきたい、との考え方から「食物アレルギー対応食品」や「食品中のアレルゲンの検査技術」の研究開発、「食物アレルギーに関わる情報の発信」に取り組んでいます。

■ 環境への取り組み

日本ハムグループは1998年に環境活動の基本方針として「環境憲章」を制定しました。国際規格ISO14001の認証取得、環境活動に対する監査など、持続可能な社会づくりの一端を担えるよう様々な仕組みを構築し、より効果的な環境活動のために改善を続けています。

■ 食育への取り組み

日本ハムグループでは「食べること、楽しもう」をスローガンに、五感を活かした体験と様々な食の知識を発信しています。お子様からご高齢の方々まで、より多くの皆様が豊かな食生活を送れるよう、今後も食育活動を推進していきます。

最後になりましたが、消費者支援機構関西様とともに、消費者が安全で安心できる社会の実現に取り組んでまいります。

お問い合わせ

日本ハム株式会社

〒541-0054 大阪市中央区南本町3丁目6番14号
TEL 06-6282-3031 FAX 06-6282-4177
<http://www.nipponham.co.jp>